



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 リソルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 多賀 道正
(コード：5261 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 大澤 勝
(TEL. 03-3344-8821)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 124 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単元あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」という）を行います。

なお、発行可能株式総数につきましても本株式併合の割合に応じて、80,000,000 株から 8,000,000 株に変更いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000 株（本株式併合前：80,000,000 株）

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	55,642,000 株
併合により減少する株式数	50,077,800 株
併合後の発行済株式総数	5,564,200 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	9,563 名（100.000%）	55,642,000 株（100.000%）
10 株未満	380 名（3.974%）	1,205 株（0.002%）
10 株以上	9,183 名（96.026%）	55,640,795 株（99.998%）

(注) 10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主の地位を失うこととなります。
なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更いたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 百万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位は 100 株に変更されることとなります。

以 上

(添付書類)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位について現状の水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	➡	300 株	3 個	なし
例②	1,423 株	1 個		142 株	1 個	0.3 株
例③	537 株	なし		53 株	なし	0.7 株
例④	3 株	なし		なし	なし	0.3 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、すべての端数株式を自己株式として当社が買取り、その買取代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の買取代金は平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数 10 株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

- A 4. 株主様のすべての端数株式を自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
なお、上記Q 3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が10株未満（表：例④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A 5. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。
なお、上記Q 3及びQ 4に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ 4に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。
効力発生前に、「単元未満株式の買取り」（平成29年9月25日まで）または「単元未満株式の買増し」（平成29年9月13日まで）制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

- A 6. 次のとおり予定しております。
- | | |
|----------------------|---------------------|
| 平成29年9月14日～9月30日（予定） | 単元未満株式の買増し停止 |
| 平成29年9月26日～9月30日（予定） | 単元未満株式の買取り停止 |
| 平成29年9月26日（予定） | 1,000株単位での売買最終日 |
| 平成29年9月27日（予定） | 100株単位での売買開始日 |
| 平成29年10月1日（予定） | 株式併合および単元株式数変更の効力発生 |
| 平成29年10月下旬（予定） | 端数株式の買取り |
| 平成29年12月上旬（予定） | 端数株式買取り代金のお支払い |

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

- A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

- A 8. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 優待制度の贈呈基準はどうなりますか。

A 9. 株式併合に伴い、株主優待の贈呈基準は次のとおり変更となります。

・株主会員様優待カード

効力発生前	効力発生後
所有株式数	所有株式数
1,000 株以上	100 株以上

・RESOLファミリー商品券

効力発生前		効力発生後	
所有株式数	贈呈枚数 (2,000 円/枚)	所有株式数	贈呈枚数 (2,000 円/枚)
1,000 株以上 3,000 株未満	6 枚	100 株以上 300 株未満	6 枚
3,000 株以上 5,000 株未満	9 枚	300 株以上 500 株未満	9 枚
5,000 株以上	10 枚	500 株以上	10 枚

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
電 話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)

以 上